

平成 30 年度
環境省行政事業レビュー
公開プロセス資料

事業番号	事業名
3	環境金融の拡大に向けた利子補給事業

論点について

事業名：環境金融の拡大に向けた利子補給事業

○環境配慮型融資促進利子補給事業及び環境リスク調査融資促進利子補給事業は二酸化炭素削減、環境金融の拡大に向けて有効であるか。

○成果指標は適切か。

平成30年度行政事業レビューシート (環境省)									
事業名	環境金融の拡大に向けた利子補給事業				担当部局庁	大臣官房		作成責任者	
事業開始年度	平成25年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし		担当課室	環境経済課		環境経済課長 奥山 祐矢	
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条)、特別会計に関する法律(第85条第3項第1号ホ)、特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号)				関係する 計画、通知等	環境基本計画			
主要政策・施策	地球温暖化対策				主要経費	エネルギー対策			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	金融機関の融資判断にコーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための設備投資における資金調達を利子補給によってより円滑化することによって、環境金融の拡大と地球温暖化対策の推進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	(1)環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資(※)のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、利子補給を行うもの。 ※金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。 (補助率) 国から補助事業者への補助:定額 補助事業者から金融機関:1%[又は借入金利の2/3の低い方(平成26年度まで)]を上限 (2)環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資(※)のうち、地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資について、利子補給を行うもの。 ※金融機関が、融資先の事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。 (補助率) 国から補助事業者への補助:定額 補助事業者から金融機関:1.5%を上限								
実施方法	補助								
予算額・執行額 (単位:百万円)			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	2,224	2,070	2,070	1,573			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	2,224	2,070	2,070	1,573	0		
	執行額		1,382	1,422	1,292				
	執行率(%)		62%	69%	62%				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		62%	69%	62%				
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由				
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金		1,573						
	計		1,573	0					

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度					
										－ 年度		33	年度				
	環境配慮型融資を受けた事業者のうち、CO2削減誓約を達成した事業者数を130件程度とする。		CO2削減誓約達成事業者数							成果実績	件	11	38	52	－	－	
										目標値	件	130	130	130	－	130	
				達成度	%	8	29	40	－	－							
根拠として用いた統計・データ名(出典)																	
環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境配慮型融資促進利子補給事業)完了実績報告書(補助事業者より提出)																	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度					
										－ 年度		33	年度				
	環境リスク調査融資を受けた事業者のCO2削減量の合計を28万トン程度とする。		融資先事業者のCO2削減量							成果実績	t	54,527	140,467	151,116	－	－	
										目標値	t	280,000	280,000	280,000	－	280,000	
				達成度	%	19	50	54	－	－							
根拠として用いた統計・データ名(出典)																	
環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境リスク調査融資促進利子補給事業)完了実績報告書(補助事業者より提出)																	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度					
										－ 年度		33	年度				
	環境配慮型融資と環境リスク調査融資に取り組む地域金融機関の割合を30%程度とする。		割合＝本事業を利用した地域金融機関数÷(105(地方銀行数)×2(延べ数のため))×100							成果実績	%	7	9	10	－	－	
										目標値	%	30	30	30	－	30	
				達成度	%	23	30	33	－	－							
根拠として用いた統計・データ名(出典)																	
環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境配慮型融資促進利子補給事業)完了実績報告書(補助事業者より提出) 環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境リスク調査融資促進利子補給事業)完了実績報告書(補助事業者より提出)																	
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	目標・指標	定量的な成果目標	成果指標	分類		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度					
										－ 年度		33	年度				
		1t-CO2当たりの削減コストを平成33年度までに平成27年度比で10%削減する。								1t-CO2当たりの削減コスト		成果実績	円/t-CO2	2,388	2,711	3,484	－
	目標値			円/t-CO2	2,100	2,100	2,100	－	2,100								
	地球温暖化対策関係	算出方法	本補助金によって環境金融の拡大を図ることで、200,000t-CO2程度の波及効果を想定。	利子補給額/削減量	うち、直接効果	成果実績	円/t-CO2	－	－	－	－	－	－				
						目標値	円/t-CO2	－	－	－	－	－					
達成度						%	－	－	－	－	－						
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載										チェック							
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	31年度活動見込							
	環境配慮型融資に係る交付決定件数										活動実績	件	154	153	115	－	－
											当初見込み	件	50	154	160	71	－
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	31年度活動見込							
	環境リスク調査融資に係る交付決定件数										活動実績	件	45	55	71	－	－
											当初見込み	件	35	60	70	81	－
単位当たりコスト	算出根拠				単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込								
	<環境配慮型融資 平成24年度まで> 利子補給金額 / CO2削減量								単位当たりコスト	円/tCO2	1,616	1,362	592	184			
									計算式	(利子補給額)/(CO2削減量)	443,176,451/274,175	302,707,754/222,202	63,303,748/106,986	504,000/2,743			
単位当たりコスト	算出根拠				単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込								
	<環境配慮型融資 平成25年度以後> 利子補給金額 / CO2削減量								単位当たりコスト	円/tCO2	16,866	20,670	22,901	46,379			
									計算式	(利子補給額)/(CO2削減量)	246,436,178/14,611	344,880,463/16,685	364,950,768/15,936	576,496,000/12,430			
単位当たりコスト	算出根拠				単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込								
	<環境リスク調査融資> 利子補給金額 / CO2削減量								単位当たりコスト	円/tCO2	8,051	5,295	5,466	3,658			
									計算式	(利子補給額)/(CO2削減量)	438,982,770/54,527	743,833,195/140,467	826,055,887/151,116	942,000,000/257,537			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	-												
		施策	1.地球温暖化対策の推進												
		測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標年度					
				-	年度	42	年度								
			実績値	万トン	114,900	-	-	-	-						
		エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	目標値	万トン	-	-	-	-	92,700						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係														
	環境配慮型融資及び環境リスク調査融資を促進することにより、温暖化対策に資する設備投資を加速させ、二酸化炭素排出量を削減する。														
	経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野	-											
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度				
			-	年度	-	年度	-	年度	-	年度					
成果実績			-	-	-	-	-	-							
目標値			-	-	-	-	-	-							
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度					
				-	年度	-	年度	-	年度	-	年度				
		成果実績	-	-	-	-	-	-							
		目標値	-	-	-	-	-	-							
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係															
-															

事業所管部局による点検・改善													
	項 目				評 価	評価に関する説明							
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	環境配慮型融資や環境リスク調査融資に取り組む金融機関は増加しているものの、取組が定着・自走するまでには一定の期間が必要であり、またCO2削減は我が国全体として求められているものであることから、これを利子補給事業により支援することは、ニーズを的確に反映している。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	環境配慮型融資や環境リスク調査融資の裾野拡大に向け、これに取り組む金融機関の集団を一定規模にするためには、国が全国的な取組状況を把握し必要な事業改善を図ることが効率的・効果的であるため。							
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	環境金融の取組を普及させるとともに温暖化対策のための設備投資を促進するという観点から優先度が高く、国が実施すべき事業である。							
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				○	随意契約となった契約については、業務委託先の選定基準である、環境影響リスク評価に関する専門的な知見を有している各分野の環境アセスメント士が所属していること、交付対象融資先事業者の現地確認等が出来るよう全国規模の組織であること等の条件をすべて満たす組織が、一般社団法人日本環境アセスメント協会しかないため妥当である。							
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無								
	競争性のない随意契約となったものはないか。				有								
	受益者との負担関係は妥当であるか。				○	利子補給率は、①環境配慮型融資において(借入金利×2/3)%(1%を上限)、②環境リスク調査融資において年利1.5%を上限としており、適切な負担率と考える。							
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				○	他の事業と比較しても概ね妥当な水準を保っている。							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				○	執行団体における事務費は予算額の2.5%程度となっており、合理的である。							
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				○	交付する利子補給金は、地球温暖化対策のための設備投資への融資に係る利息に限定して充当されている。							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				○	平成29年度採択案件の利子補給金額が見込みより少なかったためである。							
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-									
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。				○	事務費の上限を設定し、その範囲内で効率的に執行できるように補助事業者に指導している。								

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		△	一部の成果実績は成果目標に照らし、十分ではないが、本事業や指針の周知等することで、実績の向上に努めている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	1～1.5%を上限とする利子補給により、約17倍～53倍もの温暖化対策投資を誘発することができるため、費用対効果に非常に優れている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	環境配慮型融資に係る交付決定数は当初見込みより少ないが、平成30年度より事業の見直しを行ったところ。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業により整備された設備等については、CO2削減に向けて稼働している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	○環境配慮型融資促進利子補給事業 本事業の利用が一部の金融機関に留まっている。 ○環境リスク調査融資促進利子補給事業 本事業の利用が一部の金融機関に留まっている。		
	改善の方向性	○環境配慮型融資促進利子補給事業 昨年度の有識者からの意見を踏まえ、シンジケートローンでの更なる知見拡充のため、幹事行は参加行の求める知見に可能な限り応えけるとともに、知見共有の概要を報告する際に、参加行における環境格付融資の組成等に向けての取組について報告を求めるとし、双方のリレーションを図ることによって参加行にとって有用な知見の提供・活用に資するものとした。また、地域金融機関の扱う案件規模も対象となるよう、相対融資を創設するとともに当該融資を実施する金融機関に対し、環境格付融資の自律化に向けたPDCAサイクルの実施を求めるとした。今後、本事業により、本事業を利用する金融機関の拡大や本事業外での環境配慮型融資の取組促進に努め、環境配慮型融資の定着化を図っていく。 ○環境リスク調査融資促進利子補給事業 平成26年度に外部有識者等からの意見を踏まえ、「環境リスク調査融資に関する指針」を作成・公表し、環境リスク調査融資の基本的な枠組みや手続き等を明確化するとともに、当該指針に基づいて行われる融資を利子補給の対象とする等の改善を平成27年度に図ったところ。今後、本事業や指針の周知等により、本事業を利用する金融機関の拡大や本事業外での環境リスク調査融資の取組促進に努め、環境リスク調査融資の定着化を図っていく。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				
平成33年度までを当事業で重点的に環境金融の拡大と地球温暖化対策の推進を図るべき期間と捉え、環境配慮型融資と環境リスク調査融資に取り組む地域金融機関を増やすべく、平成33年度を1つの目処として記載したが、当事業が平成33年度に完了するという意味ではない。				

関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	新25追加-015
平成26年度	15	平成27年度	0019	平成28年度	0015
平成29年度	0015				

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

環境省
1,292百万円

【補助金等交付】

A.補助事業者
(公財)日本環境協会
443百万円
・利子補給金:428百万円
・事務費:15百万円
〔利子補給事業に係る審査・交付〕

【補助金等交付】

C.金融機関
15件 428百万円
〔環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資〕

【補助金等交付】

B.補助事業者
(一社)環境パートナーシップ会議
849百万円
・利子補給金:826百万円
・事務費:18百万円
・業務委託費:5百万円
〔利子補給事業に係る審査・交付〕

【随意契約(その他)】

E.(一社)日本環境アセスメント協会
5百万円
〔利子補給事業に係る申請書類の受領及び助言委員会の設置・運営〕

【補助金等交付】

D.金融機関
8件 826百万円
〔環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資〕

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.(公財)日本環境協会			B.(一社)環境パートナーシップ会議		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	利子補給金	428	補助金	利子補給金	826
	補助金	事務費	15	補助金	事務費	18
				補助金	業務委託費	5
	計		443	計		849
	C.(株)三菱東京UFJ銀行			D.(株)三菱東京UFJ銀行		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	利子補給金	272	補助金	利子補給金	454
	計		272	計		454
	E.(一社)日本環境アセスメント協会			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	業務原価	3			
	補助金	一般管理費等	2			
	計		5	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)日本環境協会	5010005013660	利子補給事業に係る審査・ 交付	443	補助金等交付	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)環境パートナーシップ会議	7011005002230	環境リスク調査融資利子補給事業に係る申請書類の受領及び助言委員会の設置・運営	849	補助金等交付	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)三菱東京UFJ銀行	5010001008846	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	272	補助金等交付	-	-	-
2	(株)三井住友銀行	5010001008813	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	95	補助金等交付	-	-	-
3	(株)日本政策投資銀行	2010001120389	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	15	補助金等交付	-	-	-
4	(株)伊予銀行	4500001000003	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	11	補助金等交付	-	-	-
5	(株)みずほ銀行	6010001008845	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	7	補助金等交付	-	-	-
6	(株)八十二銀行	3100001002833	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	6	補助金等交付	-	-	-
7	桑名信用金庫	9190005007666	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	5	補助金等交付	-	-	-
8	(株)北陸銀行	1230001002946	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	5	補助金等交付	-	-	-
9	(株)静岡銀行	5080001002669	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	4	補助金等交付	-	-	-
10	(株)滋賀銀行	6160001000993	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	3	補助金等交付	-	-	-

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)三菱東京UFJ銀行	5010001008846	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	454	補助金等交付	-	-	-
2	(株)三井住友銀行	5010001008813	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	222	補助金等交付	-	-	-
3	(株)みずほ銀行	6010001008845	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	62	補助金等交付	-	-	-
4	(株)三井住友信託銀行	2010001146005	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	36	補助金等交付	-	-	-
5	(株)伊予銀行	4500001000003	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	20	補助金等交付	-	-	-
6	(株)栃木銀行	5060001000014	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	17	補助金等交付	-	-	-
7	(株)日本政策投資銀行	2010001120389	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	11	補助金等交付	-	-	-
8	(株)りそな銀行	6120001076393	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	3	補助金等交付	-	-	-

E

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)日本環境アセスメント協会	2010005018753	環境リスク調査融資利子補給事業に係る申請書類の受領及び助言委員会の設置・運営	5	随意契約 (その他)	-	-	-

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

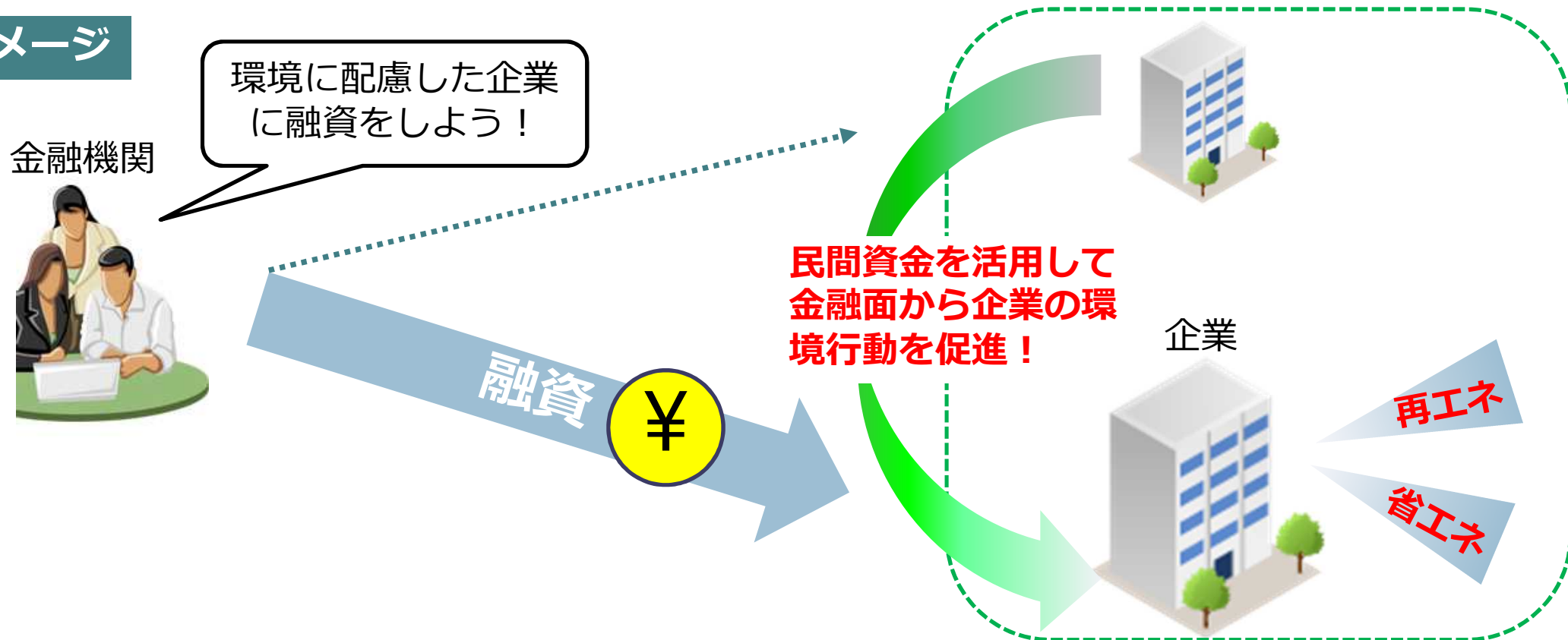
1、環境金融の拡大に向けた利子補給事業の概要

環境金融の拡大に向けた利子補給事業の目的

事業の目的

- パリ協定の「2℃目標」の達成のためには極めて巨額の資金が必要であり、そのためには民間資金による省エネ・再エネ事業の拡大が不可欠。
- こうした中、特に地域金融機関においては環境へ配慮した経営を行う企業や事業への融資はあまり進んでいない。
- 本事業は、こうした地域金融機関の融資判断に環境配慮の取組を組み込む環境金融を促進するとともに、地球温暖化対策のための設備投資における資金調達を利子補給により円滑化することにより、温暖化対策と環境金融の拡大を目指す。

イメージ



環境金融の拡大に向けた利子補給事業の概要

- 本事業は環境配慮型融資促進利子補給事業と環境リスク調査融資促進利子補給事業の2つの事業が含まれる。

イメージ

コーポレートベース

環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資

融資先事業者

企業の環境配慮の取組全体

環境
スクリーニング
モニタリング

金融機関

スクリーニングの結果に基づき、金利を段階的に変更

地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関等との連携によるシンジケート・ローンや金融機関と事業者との相対による融資を対象とする。

融資対象

地球温暖化対策のための設備投資

利子補給条件

CO₂排出量を3カ年内に3%
(又は5カ年内に5%)削減
※ 事業者単位 or 事業所単位

利子補給

年利1%を限度

(貸付金利－上記年利)
の金利優遇

環境リスク調査融資の概要

プロジェクトベース

金融機関が事業に伴う環境影響の調査等を事業者に求め、その内容をレビューするとともに、環境配慮の取組状況をフォローアップする融資

融資先事業者

プロジェクト
環境影響等調査
環境配慮計画

レビュー

フォローアップ

専門家

金融機関

金融機関における
リスク回避等の観点から確認

地域金融機関における環境リスク調査融資の取組向上のため、その基本的枠組みや手続き等を示した指針に基づいて行われる環境リスク調査融資を対象とする。

融資対象

低炭素化プロジェクト

利子補給条件

- ・調査や計画の策定、環境配慮の取組の実施
- ・CO₂削減状況のモニタリング

利子補給

年利1.5%を限度

(貸付金利－上記金利)
の金利優遇

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

本事業（環境配慮型・環境リスク調査）開始前後における利率等の設定の考え方

- 交付規程において、対象となる融資の条件の一つに、本事業（環境配慮型及び環境リスク調査）の開始前における融資にかかる利率等の条件と同じであることを求めており意図的な利率等の引き上げは想定されない。

■ 環境配慮型融資促進利子補給事業 交付規程

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程
公益財団法人 日本環境協会
日環協第30052303号 平成30年 5月23日付け

（交付の対象となる融資）

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる融資とし、協会は、当該融資の開始の日から3年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで）の間であって第5条に定める単位期間に生じる利子のうち、同条に定める算式に基づいて算定した額を上限として、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において利子補給金を交付する。

（1）次に掲げる要件の全てを満たす融資（以下「新規融資」という。）。

ア～シ（略）

ス 原則として環境配慮型融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

（2）略

2～4（略）

■ 環境リスク調査融資促進利子補給事業 交付規程

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業））交付規程
一般社団法人環境パートナーシップ会議
平成30年 5月25日付け

（交付の対象となる融資）

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる融資とし、EPCは、当該融資の開始の日から5年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで）の間であって第5条に定める単位期間に生じる利子のうち、同条に定める算式に基づいて算定した額を上限として、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において利子補給金を交付する。

（1）次に掲げる要件の全てを満たす融資（以下「新規融資」という。）。

ア～コ（略）

サ 原則として環境リスク調査融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

（2）（略）

2、環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の効果

環境格付融資（環境配慮型融資）とは

- 金融機関が融資に当たって融資先企業の環境経営の取組や環境配慮活動を評価し、その評価を考慮に入れて、金利の段階的変更による低利融資等を行う融資。

イメージ

金融機関



格付項目（例）

- ・企業が策定する環境目標
- ・環境マネジメントシステムの取組
- ・従業員への環境教育

格付に応じた
利率（例）

Aランク：3%
Bランク：2%
Cランク：1%

企業の環境取組等を評価・格付

Aランク取得！



リサイクル

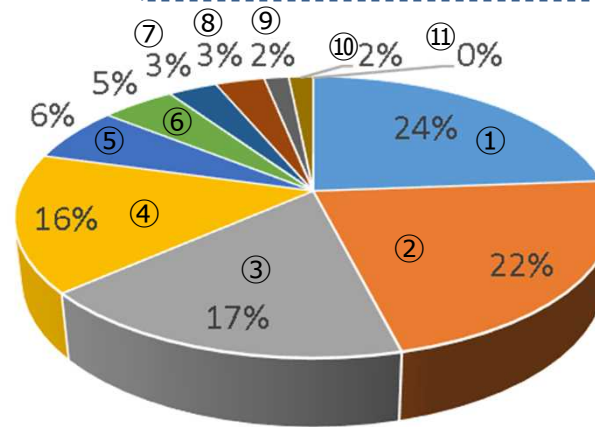
節電

金融機関のメリット

- 格付を通じて顧客と対話を重ねることで新規案件の発掘等に繋がる。

- アンケート調査（環境格付商品の導入メリット）

対象：平成25年度以降に本事業参加の指定を受けた金融機関（30行）
回答率：86%（平成30年5月実施）



※右記の項目のうち 複数回答（3つまで）含む

- 1 取引先とのリレーション強化に繋がった
- 2 既存取引先の新たな資金ニーズ発掘に繋がった
- 3 貴行のCSR実績としてアピールできた
- 4 競合金融機関への対抗力がある商品となった
- 5 新規取引先の獲得に繋がった
- 6 取引先の非財務関連部門と情報交換できた（環境関連以外も含む）
- 7 個別案件の融資額が大きくなった
- 8 取引先経営層の考えを知ることができた（環境関連以外も含む）
- 9 その他
- 10 メリット（効果）はない
- 11 導入直後のため判断できない

事業者のメリット

- 格付によるブランディング化は企業価値向上に資するため、さらなる環境配慮行動のインセンティブとなる。

環境リスク調査融資とは

- 金融機関が再エネ事業等に伴う環境影響の調査やそれに応じた環境配慮の取組に係る計画等の情報を事業者に求め、その内容をレビューするとともに、環境配慮の取組を計画どおりに実施しているかをフォローアップする融資。

イメージ

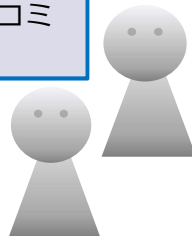
金融機関



- ・事業の及ぼす環境リスク調査を求め、フォローアップ
- ・CO₂削減モニタリング

再エネ

多様な関係者とのコミュニケーション

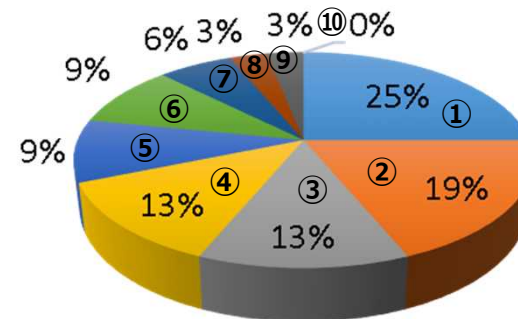


金融機関のメリット

- リスク調査を通じた取引先とのリレーション強化・事業者に対する環境PRの提供等を通じた新たなビジネスが期待できる。

- アンケート調査（環境リスク調査融資の導入メリット）

対象：平成25年度以降に本事業参加の指定を受けた金融機関（18行）
回答率：88%（平成30年5月実施）



※右記の項目のうち 複数回答（3つまで）含む

- 1取引先とのリレーション強化に繋がった
- 2既存取引先の新たな資金ニーズ発掘に繋がった
- 3貴行のCSR実績としてアピールできた
- 4取引先の非財務関連部門と情報交換できた（環境関連以外も含む）
- 5競合金融機関への対抗力がある融資方法となった
- 6新規取引先の獲得に繋がった
- 7その他
- 8取引先経営層の考えを知ることができた（環境関連以外も含む）
- 9導入直後のため判断できない
- 10個別案件の融資額が大きくなった、メリット（効果）はない

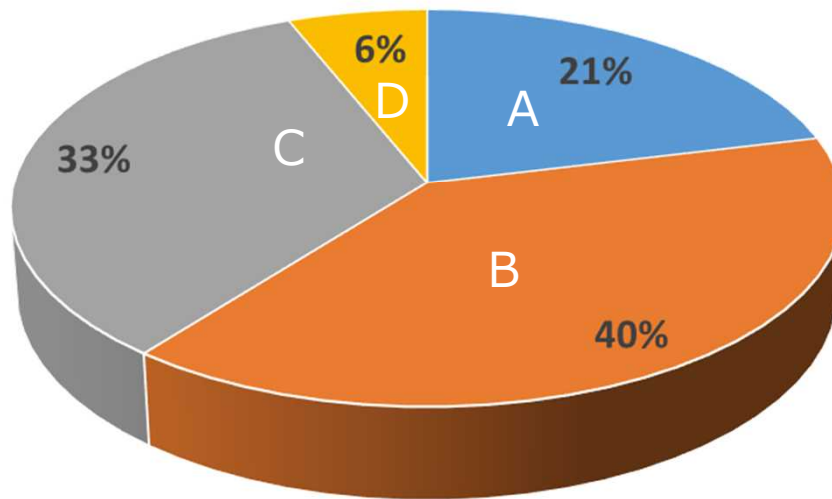
事業者のメリット

- 地域住民等の様々な関係者とコミュニケーションを重ねることで、円滑な事業の実施や、当該事業や企業が認知・評価されるきっかけになる。

環境格付を受けた企業の評価（環境配慮型）

- 格付のランク数やその内容は金融機関によって様々であるが、環境配慮型融資促進利子補給事業を活用する金融機関の格付ランクは1から4段階程度までであることを確認している。
- 環境配慮型融資促進利子補給事業により、金融機関から格付を受けた事業者のうち約6割が低利融資の対象となる評価を受けている。
- また、低利融資の対象とならない企業においても、CO₂削減誓約の達成に向けて環境配慮行動が促進されていると考える。

- 環境配慮型融資促進利子補給事業を通じて
金融機関から格付をうけた企業の格付ランク内訳
※格付ランクを上から順にAからDまでと仮定して集計（H27以降 33件）



A、B：優遇金利あり

C、D：優遇金利なし

※各金融機関によって優遇金利適用の段階は異なる

環境格付による企業への効果（環境配慮型）

- 環境配慮型融資促進利子補給事業を通じて格付を受けた企業において、自社のホームページ等で、環境への取組が評価されたことをアピールしている例がある。
- また、金融機関へのアンケートにおいて、調査した金融機関の約8割が、格付によるブランディング化は融資先事業者の環境への取組を促進していると感じている。
- 加えて、日本商工会議所が実施したアンケートによると、多くの中小企業において温暖化対策に向けた課題の一つとして費用の不足が挙げられており、本事業を通じて支援することで事業者の温暖化対策を促進するものとなっていると考える。

■ 格付のアピール例（自社HPでの掲載）

・先進的な取組として評価されたことを自社HPで掲載

掛川新工場の建設に環境格付融資を活用

当社は2月4日、公益財団法人日本環境協会の「環境配慮型融資利子補給金事業」を活用した「環境格付融資」

※を格付指定金融機関である静岡銀行を通じて受けることになりました。

この事業は、格付指定金融機関による環境格付を取得した企業が、CO₂排出量の削減（3年以内に3%、もしくは5年以内に5%の改善、総量または原単位）を誓約した場合、設備投資資金について、国が3年間にわたり貸付金利の3分の2（上限1%）の利子補給を行うものです。当社はこの環境格付で E-1-1（先進的な水準）の評価 を取得し環境格付融資を受けることになりました。

今回の融資は、BCP（事業継続計画）の一環で現在掛川市の新エコポリス第2期工業団地に建設を進めている掛川新工場の建設資金が対象です。新工場は最新鋭設備の導入によりCO₂排出量の削減を計画しており、具体的な取組みとしては



- ・LPGからLNGへの燃料転換によるCO₂排出削減
- ・ハイブリッド型スプレッドライヤーの導入
- ・断熱パネル、LED照明、高効率空調の設備の導入

などを予定しております。

なお、当社はCO₂排出削減の活動として、上記新工場の取り組み以外にも、既存の工場や事業所において電力デマンド監視システムの導入や活性汚泥法による排水浄化、ハイブリッド車の導入、照明のLED化などを進めており、環境対策を積極的に実施しています。

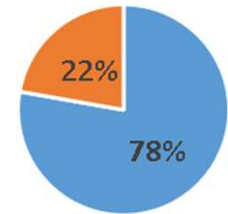
※「環境格付融資」とは環境経営評価のためのスクリーニングシステム（環境格付システム）によって企業の環境経営度をポイント化し、これにより環境に優れた企業の選定を行い、得点に応じて金利の優遇条件を設定するものです。環境経営度の主な評価項目は、CO₂排出量の削減、環境配慮製品・サービスの実績、リサイクル、コンプライアンスなどです。

出所）焼津水産化学工業（株）ホームページより環境省一部加工

■ アンケート調査

- ・格付の取得や格付により得られるブランディング効果により、融資先企業の環境配慮の取組が促進されたと考えられるか。

対象：平成25年度以降に本事業参加の指定を受けた金融機関（30行）
回答率：90%（平成30年5月実施）

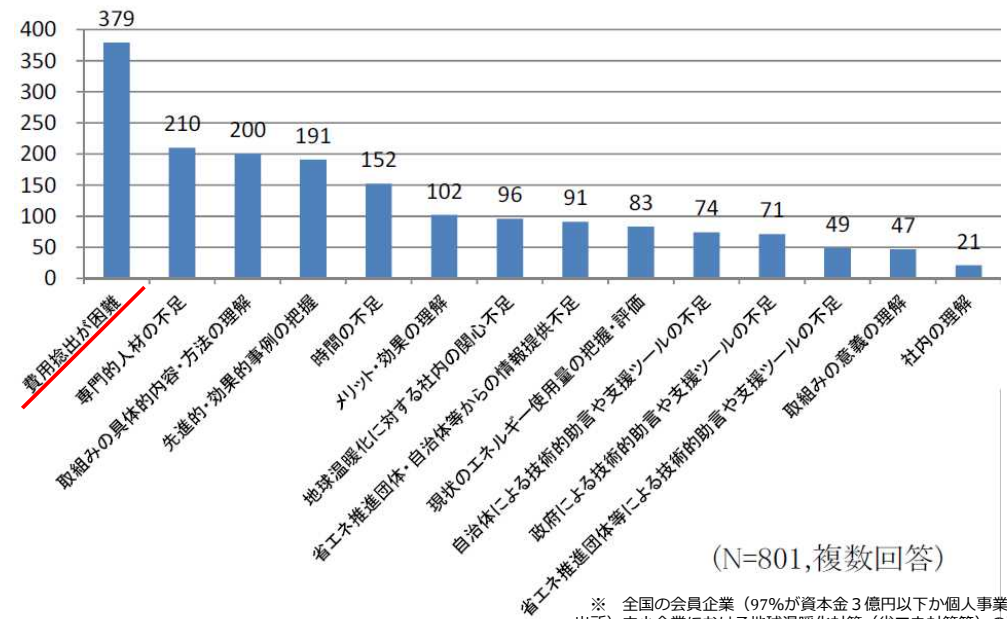


■ 1. 促進あり ■ 2. 促進なし

■ 商工会議所のアンケート調査

【全体傾向】

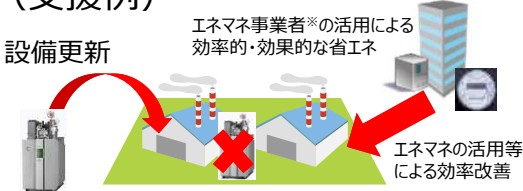
- ・温暖化対策に取り組むための「費用」と「専門人材」が足りていない状況



※ 全国の会員企業（97%が資本金3億円以下か個人事業者が対象出所）中小企業における地球温暖化対策（省エネ対策等）の取組促進に向けて（平成29年3月 日本商工会議所）

税制措置・補助金・利子補給による省エネ・温暖化対策促進について

➤ 税制措置・補助金・利子補給による省エネ・温暖化対策促進の例を以下に示す。

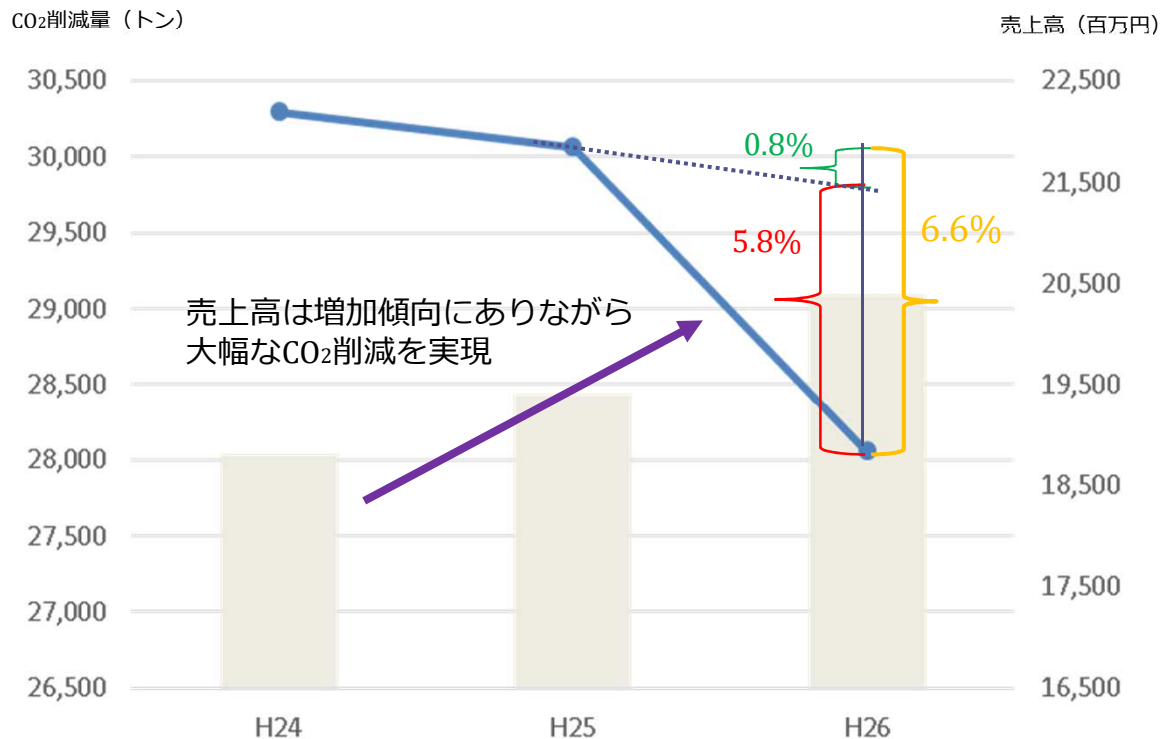
	税制措置	補助金	利子補給
名称	省エネ再エネ高度化投資促進税制（資源エネルギー庁）	省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（資源エネルギー庁）	環境配慮型融資促進利子補給事業
目的	①省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進する税制措置により、エネルギー利用の最適化・自給率向上を促進。	・省エネ設備の導入費用の一部を補助することで、先進的な省エネ投資を含め、長期にわたる省エネ投資や、中小企業の省エネ投資等を促進。 ・ZEH,ZEB,次世代省エネ建材の普及に向けた補助を行い、住宅・ビルの省エネ化を促進。	事業者等の地球温暖化対策のための設備投資における資金調達に要する利子の一部を補給することで、地球温暖化対策に係る資金調達を円滑化するとともに、金融機関の融資判断に環境配慮の取組を組み込む環境金融を促進。
対象者	省エネ法の規制対象事業者 再エネ対象設備の導入者 等	一定の省エネ要件を満たす事業を行う者（事業者限定なし）	金融機関 （融資先事業者の限定なし）
対象設備／支援例	①について 改正省エネ法に基づき認定された「連携省エネルギー計画」の実施に必要な設備 等 ②について ・再エネ設備 （木質バイオマス発電設備 等） ・付带的設備（蓄電池 等）	○対象設備(省エネ)の限定なし（支援例） 設備更新  エネマネ事業者※の活用による効率的・効果的な省エネ エネマネの活用等による効率改善 ※エネマネ事業者 エネルギーマネジメントシステムを導入し、エネルギーの見える化サービスをはじめとした、エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する者。	○対象設備(再省エネ等)の限定なし（支援例） ・空調設備（エアコン・ヒートポンプ） ・照明設備（LED照明器具） ・冷温水器・冷凍器・給湯器 ▼LED照明器具 

企業の二酸化炭素削減効果（環境配慮型融資）

企業の二酸化炭素削減効果

- 9割以上の案件※において二酸化炭素削減誓約の達成が図られており、確実な二酸化炭素の削減が図られていると考えられる。
※H25～H29採択案件のうち誓約期間終了後の案件を対象に算出
- また、本事業を活用した企業のCO₂削減量を本事業活用前後で比較すると、売上高は増加傾向にある一方、5%以上のCO₂削減が図られており、本事業がこの削減に貢献したのではないかと考えられる。

■ 環境配慮型融資促進利子補給事業を活用した企業におけるCO₂削減量の比較



■ : 当該企業のCO₂削減量 (エネルギー起源CO₂)

■ : 当該企業の売上高

出所) 温室効果ガス排出量測定・報告・公表制度ホームページ
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>、当該企業有価証券報告書

- 採択年度以前も含めてのCO₂排出量の推移をみるため、温室効果ガス排出量算定報告書公表制度で公表されているCO₂排出量と本事業活用後のCO₂排出量とで比較可能な企業（CO₂削減誓約達成の指標をCO₂排出量で設定、誓約期間達成期間中のCO₂排出係数が変動）である平成26年度採択案件のA企業において、売上高は増加傾向にある一方で平成25年度から平成26年度にかけて約6.6%のCO₂削減が図られている。
- 本事業活用前のH24年度からCO₂排出量は約0.8%削減されており、本事業を導入しなかった場合平成25年度から平成26年度にかけての減少率が同じであると仮定すると、この差分の約5.8%のCO₂削減に貢献したのではないかと考えられる。

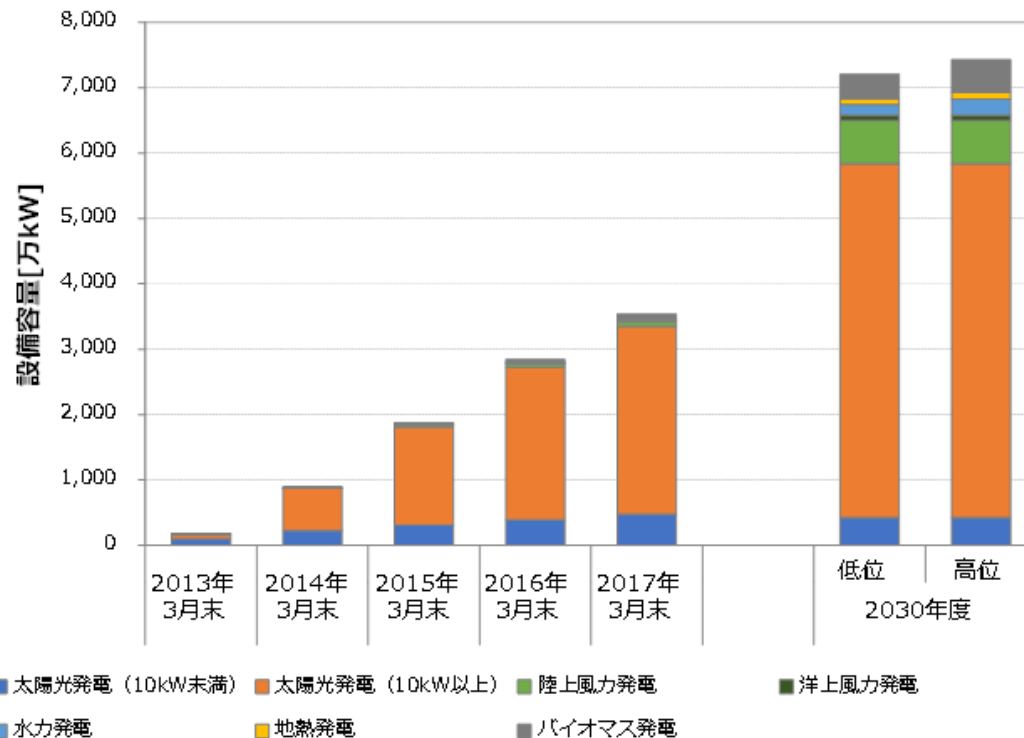
低炭素化プロジェクトの円滑な実施（環境リスク調査融資）

低炭素プロジェクトの円滑な実施

- 近年、再生可能エネルギープロジェクトへの投資額は年々増加しているところであるが、例えば、風力発電について、環境アセスメントを実施しない場合の環境紛争は約3割に上っており、事前の環境アセスメントの重要性は高い。
- このような中、環境リスク調査融資促進利子補給事業の実施により、金融機関から融資先事業者へのリスク調査を求めることで低炭素化プロジェクトの円滑な実施が図られ、更なるCO₂削減が期待される。（平成29年度時点で約15万t-CO₂抑制量）

■ 日本の再エネ設備容量（FIT導入）及び2030年目標

※1（2012年7月以前の既設導入量※2を除く）



■ 風力発電所の立地に当たっての環境紛争発生状況（平成28年環境省調査）

出所）NEDOウェブサイト「日本における風力発電設備・導入実績」（うちH28.7末時点で環境影響評価法による環境影響評価手続が開始されている案件を集計）、紛争の有無は環境省調査

	アセス案件 事業数	非アセス案件 事業数
紛争なし	135	115
紛争あり	19	56
総計	154	171
紛争ありの割合	12%	33%

非アセス案件のうち約3割で環境紛争が発生（2016年7月末日までの状況）



※1 この2030年度目標は、経済産業省（2015）「長期エネルギー需給見通し 関連資料（長期エネルギー需給見通し小委員会 第11回会合）」の2030年度における導入見込量から、※2の各電源の既設分を差し引いた値。なお、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の2030年度の導入目標に幅があるため、ここでは最小値を低位、最大値を高位としている。

※2 既設分については、固定価格買取制度導入前（2012年7月以前）の累積導入量（太陽光（10kW未満）：470万kW、太陽光（10kW以上）：90万kW、陸上風力：260万kW、地熱：50万kW、水力：4,650万kW、バイオマス：約230万kW）とした。水力は、経済産業省（2015）「長期エネルギー需給見通し 関連資料（長期エネルギー需給見通し小委員会 第11回会合）」より、その他の電源は、経済産業省（2015）「再生可能エネルギー各電源の導入の動向について（長期エネルギー需給見通し小委員会 第4回会合）」より設定。（出典）経済産業省「固定価格買取制度（情報公開ウェブサイト）」等に基づき作成。

環境金融の拡大について

- 本事業（環境配慮型・環境リスク調査融資）に参加した半数以上の金融機関が、本事業を通じて環境配慮の取組が促進されたと回答。
- 本事業を通じて顧客との対話を深め、新たな案件の発掘等のメリットを経験することで、金融機関内での環境取組の意識向上が図られ、環境関連商品の開発等に繋がった例（環境配慮型融資）や、融資先への環境セミナーの実施や再エネ事業が及ぼす環境影響等のアドバイスを行う例（環境リスク調査融資）もみられる。
- こうした取組が本事業を通じて広がることで環境金融の更なる拡大が期待できる。

■ 促進された金融機関の環境取組の事例（環境配慮型）

- ・ 金融機関職員の環境に対する意識の徹底
- ・ 省エネセミナーの開催
- ・ 環境部署との連携強化
- ・ 新たな格付商品の開発

■ 八十二銀行（長野県）

- ・ エコウェーブlight（環境格付融資）
対象：環境経営に取り組む事業者
資金使途：事業費全般
利率：最大年0.2%優遇

- 環境格付を通じて顧客との対話が深まり、新規案件の発掘に繋がったことを受け、金融機関内において当該融資への取組を強化する観点から顧客のニーズにより広く対応できるよう、独自の環境格付融資商品を開発。

■ 促進された金融機関の環境取組の事例（環境リスク調査融資）

- ・ 環境影響等を考慮したアドバイスの実施
- ・ 環境関連セミナーの開催
- ・ 環境部署との連携強化
- ・ 新たな環境関連商品（格付融資）の開発

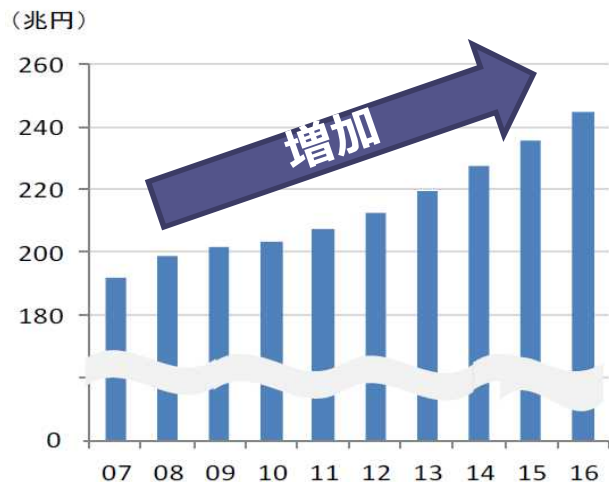
■ 栃木銀行（栃木県）

- 環境リスク調査融資を通じて顧客との対話が深まり、新規案件の発掘等に繋がったことを受け、ビジネスチャンスを広げる観点から、年に数回程度の取引先向けのリスク調査融資の活用も含む環境セミナーを開催するとともに、本事業の活用を通じて得たリスク調査の視点を、他の再エネ事業への融資審査の際に積極的に取り込んでいる。

地域金融機関の融資の現状と利子補給による支援の有効性

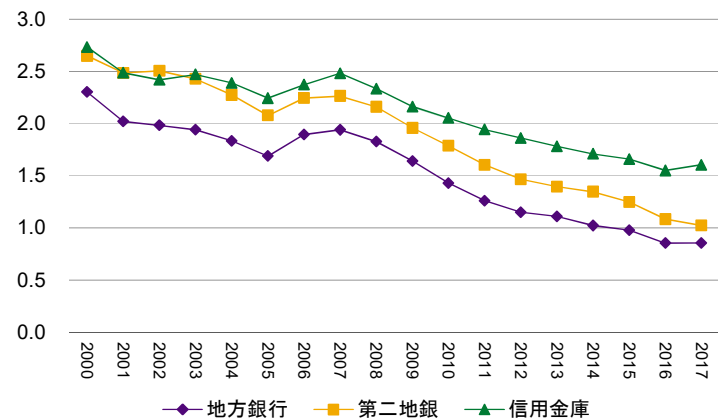
- 近年、地域金融機関の貸出残高は、低金利の影響を相殺する観点から年々増加傾向。また、地域金融機関の長期貸出約定平均金利の推移をみると、低金利状況下ではあるが、下げ止まりの様子がでてきているとの見方もある。加えて、金融機関へのアンケートによると、CO₂削減の促進において利子補給による金融機関への支援の有効性は高いとの回答が8割以上を占める。
- 環境配慮型融資や環境リスク調査融資を実施するにあたっては、企業の環境取組を評価するコストや環境影響調査の内容を把握・確認するコストが生じており、そうした背景により金融機関における当該融資は進んでいないと考えられる。
- 本事業は、利子補給を通じて当該融資の促進を図るとともに、金融機関が本事業を通じて新たなビジネスの発掘等のメリットを経験することで金融機関における当該融資の更なる促進・定着に結びつくものであり、環境金融の拡大の観点から利子補給での支援を行う本事業は有効であると考ええる。

■ 地域金融機関貸出残高の推移



(出所) 金融仲介の改善に向けた検討会議「地域金融の課題と競争のあり方」(年度)
(平成30年4月11日)より環境省一部加工

■ 地域金融機関の長期貸出約定平均金利の推移 (%)



(出所) 日本銀行 時系列統計データ検索サイト。貸出約定平均金利のうち、地方銀行・第二地方銀行・信用金庫の新規・長期貸出金利を選択し、年度平均値を算出する指示を加えてデータを抽出。統計に関する詳細解説は日銀HP参照
<https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/exyaku.htm>

■ 環境格付融資・環境リスク調査融資を実施するにあたっての考えられる金融機関のコスト

① 環境配慮型融資

- ・ 企業の環境取組を評価するための格付シートの作成
- ・ 金融機関における企業の格付実施

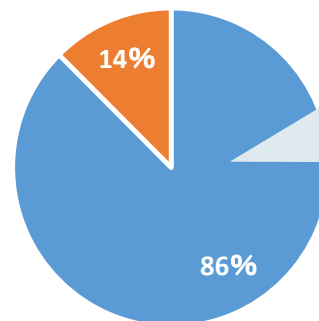
② 環境リスク調査融資

- ・ 環境リスク調査を企業に提案するための知見蓄積
- ・ 企業が実施する環境リスク調査の内容の把握・確認

■ アンケート調査

- ・ 低金利状況下において「利子補給」という支援方法がCO₂削減の促進において有効と考えるか。

対象：平成25年度以降に本事業参加の指定を受けた金融機関（48行）
回答率：87%（平成30年5月実施）



CO₂削減効果の高い設備の導入を資金面でためらう事業者に対し、金融機関から利子の一部が補給される本事業の利用を促すことで当該設備の導入に至ったとの声もある。

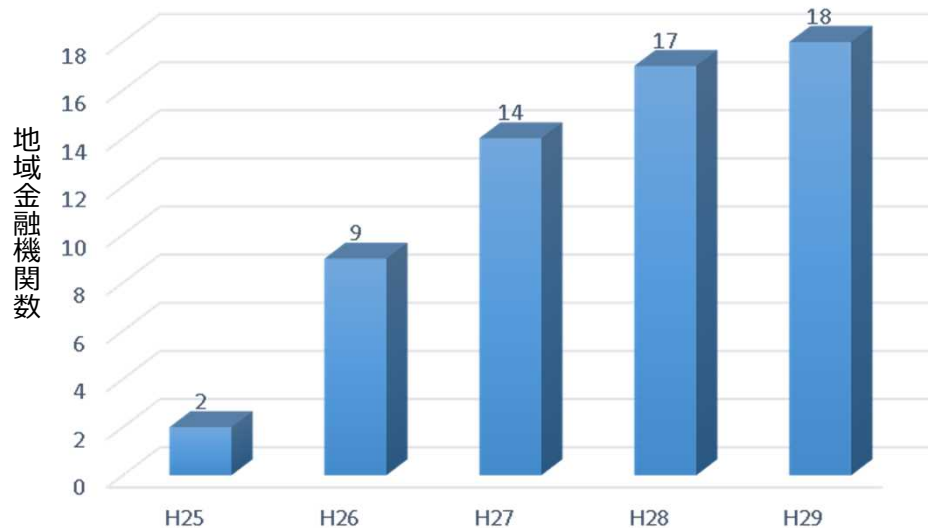
- 有効である
- 有効でない

※環境配慮型融資促進利子補給事業及び環境リスク調査融資促進利子補給事業に参加した金融機関の回答の総計であり、双方の事業に参加している場合には2回同じ選択をカウントしている場合がある。

環境配慮型融資促進利子補給事業の見直しについて

- 平成27年度以降、金融機関の環境格付融資に係る知見共有を図るため、複数の金融機関が一つの融資契約に基づいて協調して融資を行うシンジケートローンでの融資形態を対象としていたところ、知見蓄積が図られたとの声もある一方で地域金融機関の扱う融資額規模のミスマッチ等により、地域金融機関における本事業の活用が一部にとどまっていた。
- これを受け、平成30年度以降は、環境配慮型融資促進利子補給事業の更なる活用拡大に向けた検討会を開催し、相対融資の創設や知見共有の強化等、地域金融機関の裾野の拡大に向けて事業の見直しを図った。

■ 環境配慮型融資促進利子補給事業の地域金融機関活用実績（累積）



■ 地域金融機関の扱う案件規模

- 平成25年度・平成26年度の本事業を活用した地域金融機関の融資額平均：約3.4億円
 - シンジケートローンに限定した平成27年度以降の融資額平均：約16.6億円
- 地域金融機関の扱う案件規模とのミスマッチが生じていると考えられ、また、地域金融機関へのヒアリングにおいても、シンジケートローンは大規模案件となることが多いことから本事業に参加しにくくなっているとの意見もあった。

■ 環境配慮型融資促進利子補給事業の見直しの概要

シンジケートローン参加行の課題に応じた知見共有が不十分

シンジケートローンでの知見共有の強化

幹事行からの一方的な知見共有ではなく、参加行が環境格付融資に取り組む上で直面する疑問等に幹事行が可能な限り応えていくことを求める。

地域金融機関の扱う案件規模のミスマッチによる本事業活用の低下

相対融資の創設

相対融資の創設とともに、PDCAサイクルを通じた環境格付融資の定着を図る。

環境格付融資商品を持たない金融機関への裾野の拡大

環境格付融資を持たない金融機関へのアプローチ

シンジケートローンの参加行に環境格付融資商品を持たない金融機関を含むか否かで利子補給率に差をつけ、幹事行が環境格付融資商品を持たない金融機関を参加行に迎えるインセンティブをつける。
(含む：1%、含まない：0.5%)

成果指標の測定

事業開始から本事業を活用した地域金融機関の累積での指標測定

環境格付融資に取り組む地域金融機関の裾野の拡大を測るため、本事業を活用した地域金融機関数（シンジケートローンの参加行含む）の累積により指標を測定。

3、本事業の今後の展望

今後の本事業の展望について

今後の本事業の展望

- **環境金融の拡大に向けた利子補給事業は、金融機関の環境に配慮した融資を促進し、資金を環境分野へ呼び込むものであり、本事業は持続可能な社会の構築に向けて意義のあるものである。**
- **環境配慮型融資は、平成30年度以降の事業見直しの進捗を踏まえながら、更なる地域金融機関の参加を目指して必要な対応を図っていく。**
- **環境リスク調査融資は、近年の再エネ投資額の伸びを踏まえると、今後、環境リスク調査融資促進利子補給事業の活用は拡大すると考えられるが、併せて、金融機関への周知だけにとどまらず企業に対しても本事業活用のアプローチを行うことで金融機関及び企業の双方から本事業の活用を促進する。**



- **本年4月に閣議決定された第5次環境基本計画において挙げられているとおり、持続可能な社会の構築に向けて、地域が直面する経済・社会の課題を解決し、持続可能な経済社会に移行していくため、地域に環境金融を拡げて資金を環境分野へ誘導し「地域循環共生圏」を創り出していく。**